

## 教育力向上福岡県民運動推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 「福岡の教育ビジョン」(平成20年8月教育力向上福岡県民会議)の実現に向け、教育力向上福岡県民運動(以下「県民運動」という。)に関する施策を総合的に推進するため、教育力向上福岡県民運動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県民運動推進基本方針の策定に関すること。
- (2) 県民運動に関する施策の企画及び評価に関すること。
- (3) その他県民運動の推進に必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県内の学識経験者及び各界各層の代表者から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとし、任期は2年とする。ただし、再選することができる。
- 3 会長は推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 知事は、必要と認めるときは、会長に推進会議の招集を求めることができる。
- 3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (地区推進会議)

第6条 地域の実態に応じた県民運動を推進するため、教育事務所を単位とした教育力向上福岡県民運動地区推進会議（以下「地区推進会議」という。）を置く。

2 地区推進会議に関して必要な事項は、別に定める。

### (研究チーム)

第7条 推進会議は、県民運動の充実と発展を図るため、実効性のある方策を企画・立案し、各取組を評価・改善する教育力向上推進研究チーム（以下「研究チーム」という。）を置く。

2 研究チームは、委員4人程度で組織する。

3 第2項の委員は、推進会議会長が推進会議委員のうちから指名する者及び別に知事が委嘱する学識経験者とする。

4 第2項の委員のうち、学識経験者の任期は、第3条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 研究チームに委員長を置き、委員長は、推進会議会長が指名し、研究チームの会議を主宰する。

6 特に専門的な事項について調査審議する必要があるときは、当該専門の事項に関し専門的見識のある者、実践経験のある者を臨時委員として置くことができる。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育庁教育企画部企画調整課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

1 この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。